

- ①香美市未来の森づくり委員会設置条例
- ②委員会傍聴規則
- ③香美市公共建築物等木材利用促進方針
- ④香美市広報掲載予定記事（森林経営管理制度）
- ⑤森林環境税資料

## 香美市未来の森づくり委員会設置条例

### (設置)

第1条 香美市の森林を次世代へ引き継ぐため、森林の適正な整備と地域の特性に応じた林業振興を目的とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、未来の森づくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、香美市の未来の森づくりに関する基本理念の策定に関する事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

2 委員会は、前項に定める事項のほか、次に掲げる事項について市長に対して意見を述べることができる。

- (1) 森林環境譲与税を活用した事業に関すること。
- (2) 前号のほか、森づくりに係る事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域において活動する団体から推薦された者
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

別表中「

産業振興推進委員	〃	5,100	〃	〃	〃
----------	---	-------	---	---	---

」を「

産業振興推進委員	〃	5,100	〃	〃	〃
未来の森づくり委員	〃	5,100	〃	〃	〃

」に改める。

※会議等の時間が4時間以下のときは日額3,000円となります。

## ○香美市未来の森づくり委員会傍聴規則

## (目的)

第1条 この規則は、未来の森づくり委員会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りではない。

## (傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

## (傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある危険な物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 異様な服装をしている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

## (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の電源を切り、使用しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

## (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

## (事務局の指示)

第7条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

## 香美市公共建築物等木材利用促進方針

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針及び高知県産材利用推進方針に則して、香美市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を定めるものである。

### 第1 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 木材の利用の促進の意義

本市の森林面積は、市全体の約88%である47,128haを占めており、豊富な森林資源を有している。

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、人工林資源が成熟し、利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は不十分であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的な機能の低下が懸念されている。

このような現状の中で、地域産材（香美市内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の活性化に貢献するものである。

#### 2 公共建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物は、広く市民の利用に供されるものであることから、多くの市民に対して、木との触れ合いや木の良さを実感する機会を提供することができる。

また、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材利用の意義について市民の理解を深めることができる。

このようなことから、香美市が整備する公共建築物等において率先して木材を利用することにより、直接的な効果はもとより、一般建築物における地域産材の利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用拡大といった波及効果も期待できる。

### 第2 公共建築物等における木材の利用の目標

#### 1 公共建築物への木材利用の推進

- (1) 市有施設の内、その構造上適切なものは原則木造とする。ただし、財政やコストを思慮し、費用対効果を十分考慮して決定すること。
- (2) 市有施設の内外装や設備・備品類等は木質化を積極的に推進する。
- (3) 市有施設において冷暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入を充分検討するものとする。
- (4) 前3号については、地域産材の使用を原則とする。

## 地域産材利用推進連絡会議の設置について

平成30年2月1日

### 1 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき策定した香美市木材公共建築物等木材利用促進方針（以下「市方針」という。）が効果的に推進されるよう、地域産材利用推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、庁舎関係部局間の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

### 2 構成

連絡会議は関係各課等で構成し、その構成員は次のとおりとする。

- (1) 副市長（議長）
- (2) 総務課長
- (3) 企画財政課長
- (4) 建設課長
- (5) 環境上下水道課長
- (6) 農林課長
- (7) 教育振興課長
- (8) 生涯学習振興課長
- (9) 香北支所長
- (10) 物部支所長

### 3 任務

- (1) 市方針の作成又は変更に関すること
- (2) 市方針に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 市方針の推進に係る連絡又は調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

### 4 事務局

連絡会議の庶務は、農林課が行うものとする。

# 新たな森林経営管理制度が始まりました(平成31年4月1日施行)

森林経営管理制度は、手入れがなされていない森林（人工林）について、市が仲介役となって、森林所有者の方々の意向を調査したうえで、森林組合等の事業体につなぐ制度です。この制度を活用して、健全な森づくりを進め、山崩れの防止や水源のかん養（※）、木材生産など、森林の多面的な機能を高めていきます。



適切に管理された森林

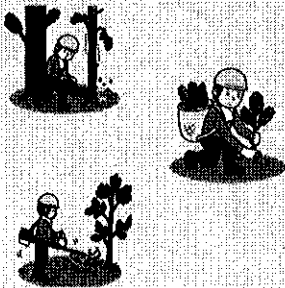
※水源のかん養：森林が雨水を蓄えて、川の水量を調整する機能

## 森林経営管理制度のイメージ

### 責務の明確化

「適切な管理」を森林所有者の責務として明確化

※「適切な管理」とは  
間伐、植林、下草刈りなど



### 管理方法の選択

#### 所有者が管理できる場合

自ら管理または森林組合等に委託（従来どおり。制度を活用しない。）

#### 所有者が管理できない場合 （新たな制度を活用する）

市に管理を委託



### 市における管理方法

#### 林業経営に適した森林

森林組合等に再委託



※利益がある場合は所有者に還付

#### 林業経営に適さない森林

必要かつ適当と認める場合  
市が管理

○本制度に関する詳細な情報は林野庁のホームページをご覧ください。

「森林経営管理制度（森林経営管理法）について」

<http://www.rinya.maff.go.jp/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.htm>

○香美市では、現在対象区域を選定し「意向調査」の準備をすすめています。

取り組み状況等については「香美市公式HP>組織で探す>農林課>林政班」に掲載しています。

問い合わせ先 林政班 電話番号：0887-52-9283 ファックス番号：0887-53-5877

# 平成30年度林野庁税制改正事項

平成30年度の税制改正については、平成29年12月22日に『平成30年度税制改正の大綱』が閣議決定されました。

林野庁関係の改正事項は、主に次のとおりです。

### 〔新規・拡充事項〕

- 森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。
- 木質バイオマス発電設備等の再生可能エネルギー発電設備等の取得等をした場合に、取得価額の20%の特別償却ができることとする。【所得税・法人税】
- ※ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除（グリーン投資減税）は、廃止する。

### 〔延長事項〕

- 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を2年延長する。【所得税】
- 軽油引取税の課税免除の特例措置（林業、木材加工業、木材市場業、パーク堆肥製造業）の適用期限を3年延長する。【軽油引取税】

## ■ 森林吸収源対策の財源確保について

わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、『平成30年度税制改正の大綱』では、市町村が実施する森林整備等に必要の財源に充てるため、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされました。

大綱に示された内容は、次のとおりです。

### 『平成30年度税制改正の大綱』（平成29年12月22日閣議決定）（抜粋）

#### 一 個人所得課税

（備考）森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

#### （1）森林環境税（仮称）の創設

##### ① 基本的な仕組み

##### イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

##### ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額1,000円とする。

##### ハ 賦課徴収

森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

##### 二 国への払い込み

市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納付された額を都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

##### ② 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成36年度から課税する。

##### ③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。



## (2) 森林環境譲与税（仮称）の創設

### ① 基本的な仕組み

#### イ 森林環境譲与税（仮称）

森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

#### ロ 譲与基準

(イ) 森林環境譲与税（仮称）の10分の9に相当する額は、市町村に対し、当該額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与する。

(ロ) 森林環境譲与税（仮称）の10分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

(注) 私有林人工林面積は、林野率により補正する。

#### ハ 用途及び公表

(イ) 市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ) 都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。

(ハ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならないこととする。

### ② 施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与する。

### (3) 創設時の経過措置

① 平成31年度から平成35年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。

期 間	借入金の額及び譲与額
平成31年度から平成33年度まで	200億円
平成34年度及び平成35年度	300億円

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

② 平成36年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。

期 間	償還額
平成37年度から平成40年度まで	200億円
平成41年度から平成44年度まで	100億円

(注1) 平成36年度においては、借入金の償還は行わない。

(注2) 償還額には、平成31年度から平成35年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

③ 平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

期 間	市町村	都道府県
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12

### (4) その他

その他所要の措置を講ずる。

林野庁では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させるため、新たな森林管理システムの構築に向けて、通常国会に関連法案を提出すべく準備を進めています。森林環境税は、このうち市町村が実施する森林整備等に必要の財源に充てることとしており、国民の皆様からいただく貴重な財源を活かして、森林整備等を着実に進め、その成果をしっかりと示すことができるよう、地方自治体や森林・林業関係者とともに取り組んでまいります。